

平成二十二年九月十六日 午前十時開議

△開 議

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

△日程第一 一般質問

○議長（兼田勝久君） 日程第一、一般質問を続けます。

まず、二十番、谷口義文議員の発言を許します。

〔二〇番谷口義文君登壇〕

○二〇番（谷口義文君） おはようございます。傍聴にお越しいただきました皆様には厚くお礼を申し上げます。傍聴にお越しい

一般質問の最終日のトップバッターになりました。議席ナンバー二十番の谷口でございます。

それでは、早速質問に入ります。

まず初めに、移動市長室について。

毎月市長が加治木総合支所、蒲生総合支所に向いて執務され、移動市長室が行われているが、市民との対話ではどのような意見、要望等があったのか、またその取り組みについて伺います。

次に、虐待について。

児童虐待や家庭内高齢者虐待が後を絶たない、深刻な問題である。本市において、この件について発生した事例はなかったのか、虐待についての対応と対策について伺います。

次に、弓道場設置について。

二十一年十月八日付始良市中央弓道場建設について、旧三町議会が陳情が採択され、市制施行に伴い出された陳情書も二十二年七月二十日の議会で全員賛成で採択された。その後、計画はどのように進めていくのか伺います。

最後に、アイル・アイラについて。

アイル・アイラ、旧サンピアあいらが八月いっぱいをもって閉館を発表された。

地域住民に親しまれ、愛されてきた福祉施設として大きな議論を呼んだサンピアあいら問題、民間施設アイル・アイラとしてリニューアルオープンし、再スタートしてわずか一年余りの結論である。これまで、私も含め多くの同僚議員がこの問題を取り上げ、行政

の取り組み方について散々質してきたが、当局はその役割をどの程度認識し、どのように対応してきたのか、またそれは十分だったのか伺います。

あとは一般質問席から行います。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 谷口議員の御質問にお答えいたします。

御質問のうち三問目の弓道場設置についての御質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

一問目の移動市長室についての御質問にお答えいたします。

移動市長室は、私が市政を遂行する上で、広く市民の皆様の意見、要望等を聞き行政に反映させるため、市報あいらで面談希望を募り、六月から各総合支所で月一回執務する傍ら、意見交換を行っているところであります。

これまで、加治木総合支所におきましては、各公民館関係者や五十代を中心とするグループ、個人の方々と、また、蒲生総合支所におきましては、各種団体の代表者や女性団体の代表者、農業団体の代表者等と対話してまいりました。

この対話の中での御意見を二、三申し上げますと、加治木総合支所におきましては、始良市の観光浮揚を含めた活性化に関することや、職員の地域活動参加への御意見、また、火葬場建設の要望等が出されました。

蒲生総合支所におきましては、循環バスの便利な利用方法についてや、農業の安定経営の方策、始良市をどのようにPRしていくかなどの意見が出されました。

これらの要望、提案等は、今後の市政運営の参考とさせていただきますたいと考えております。

これからも、市民の皆様と意見交換の場を設けて、行政に反映していきたいと考えておりますので、引き続き開催してまいります。

次に、二問目の虐待についての御質問にお答えいたします。

児童虐待の対応と対策につきましては、さきの新福議員の御質問にお答えしましたように、市の関係部や外部機関との緊密な連携を図り、適正・的確な対応に努めているところであります。

また、本年四月以降に受理した虐待相談・通報は六件となっております。

このうち、児童の健全な育成を阻害し、保護者に監護させることが不適当であると判断した二件の事案につきましては、施設において保護した上で、個別の援助活動を行っているところでございます。

これ以外の事案につきましては、新生児訪問指導及び児童委員の

定期的な訪問による養育支援・助言で対応可能と判断される比較的軽微な事案でありましたので、それぞれの児童の置かれた環境の変化に注視しつつ、児童や保護者等の精神的、身体的状態等を十分考慮し、現実的かつ具体的な指導を継続して行っているところであります。

次に、高齢者虐待につきましては、八月一日現在までに五件の相談がありました。

詳しく実態調査をした結果、四件を高齢者虐待として認定しております。

虐待の種類別では、身体的虐待のみが一件、介護放棄と心理的虐待を受けていた高齢者が一件、身体的虐待と心理的虐待を受けていた高齢者が二件となっております。

対応としましては、施設入所を調整した高齢者が三件、介護支援専門員と協議をし、介護保険サービスをふやし様子を見ている高齢者が一件となっております。

続きまして、高齢者虐待の対応についてお答えいたします。

まず、虐待に関する相談があった場合、二日以内に実態調査をしております。

その後、関係者を招集し、会議にて対策を検討しております。

案件によっては、警察及び司法関係者との連携を図る等の対応もしております。

また、高齢者虐待は、虐待が起つてからの対応よりも、予防及び早期発見をするための対策が重要であるとも言われております。

そのため、旧三町で行ってまいりました、地域住民への周知を図るための講演会及び広報を始良市においても実施していくこととして

おります。

次に、四問目のアイル・アイラについての御質問にお答えいたします。

アイル・アイラの営業終了につきましては、さきの里山議員、森議員の御質問にお答えしましたように、今回の閉鎖については突然の出来事で、非常に残念なことであると思っております。

始良市内において、健康増進施設を兼ねた宿泊のできる貴重な施設として、地域の皆様方のアイル・アイラに寄せる思いも大きかったことは十分承知しております。

本市の当施設への支援としては、旧始良町での支援策でありました固定資産税の減免を、合併後も継続して行ってきたところであります。

今後のことについては、現在の、本社のほうで検討中とのことではありますが、同様な営業形態での存続を強く要望するとともに、本市としても、必要に応じた支援を行っていききたいと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 三問目の弓道場設置についての御質問にお答えいたします。

さきの神村議員の御質問にお答えいたしましたとおり、始良市総合計画を策定する中で検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○二〇番（谷口義文君） 私が四件通告をしておりますが、既にこの中で三件ほどは先に同僚議員が詳しく質問され、また、的確な答弁がなされておりますので、私の質問はきょうはありませんと言いたいところですが、貴重な時間をいただいておりますので、手短かに質問をしていききたいと思っております。

まず、一番目の移動市長室についてであります。まさしく答弁書に書いてあるとおり、「移動市長室は、私が市政を遂行する上で、市民の皆様の見解、要望等を聞き行政に反映させるため」であると。そして、「これらの要望、提案等は、今後の市政運営の参考とさせていただきます」と、「これからも、市民の皆様と意見交換の場を設けて行政に反映していきたい」という答弁がありますが、まさしくこの答弁でよろしいかと思っております。

まず、市民の方々の顔を見て、そして生の声を聞いて、その要望、意見を市政に反映させていく、市長の蒲生支所での移動市長室、また、加治木での移動市長室、これはまさしく合併後、まだ半年もたっておりませんか。市長が就任されて五カ月もたっておられませんが、一生懸命取り組まれている市長の、これはすばらしいやり方ではないかなと思っております。

ここで、市長が施政方針の中で述べられたものから少しちよっと拾い上げてみました。

「合併後の三町の思いを始良市政に反映できるのは私だ、との思いから立候補し、有権者の支持を得て始良市の初代市長に就任した。始良市のすべての住民が等しく始良市を愛し、始良市に尽くし、始良市に誇りを持つ、そういう融和の市政、合併してよかったと市民が等しく実感できる市政、高齢者・障害者・一人親家庭など、社会的弱者に対する温情のある市政、情報公開や説明責任を果たすガラス張りの市政、行政評価方式等の導入による効率的な行財政運営による市政を実現することなどを施策に反映していくことが、始良市民の皆様に対する約束であると確信をしております」と。また、「市民の要望には素早くこたえる姿勢を持ち、将来に向けて打つべ

き施策を確実に実行し、市民生活の安心を確かなものにするところ
そが大切であると強く確信しております。」と施政方針の中で述べ
られております。そして、「県内で一番暮らしやすい始良市の実現
を目指す。」と述べておられます。

一番大事なことは、先ほども述べましたが、まず市民の顔を見て、
市民の声、要望を身近に聞いて市政に生かすということが一番の基
本ではないだろうかというふうに思っております。

蒲生と加治木のほうで、六月から月に一回ずつ執務をされておる
ということでございますが、旧始良町においては、住民と語る会、
または懇談会等というようなものは計画はなされておりませんか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

まず、移動市長室を実施している背景は、先ほど申し上げたとお
りであります。合併した先進地等の事例をいろいろ聞きますと、や
はりそれぞれに持っておられた歴史、伝統を重視するということが
旧来の地域をやはりこよなく愛していらっしゃるという気持ちがお
強いということがあります。

そういう中で、新生始良市として市制をしいたということは、そ
ういう従来の自治体は一回解散をして新しいまちが生まれたという
ことを認識いただく、そういう中で、やはり市民の皆様が一日も早
い融和の心を持って、始良市が一つになることがまず肝要である
ということから、このような作業をしているところであります。

そういう中で、いろいろと蒲生総合支所、加治木総合支所からは
いろいろと出向いた折に職員の指導、そして住民の方々との意見交
換をしているわけでありますが、最近聞こえました中に、本庁での
そういう活動もぜひ取り入れてほしいということがございます。

そういうことを受けまして、近々そのようなことを図りたいとい
うふうに考えております。

○二〇番（谷口義文君） 今後また、蒲生支所において、加治
木支所においても旧始良町においても、引き続き移動市長室また、
住民と語る会、懇談会等をつけて、また開いて、市民の声を聞いて
市政に反映させていただきたいというふうに思います。

移動市長室についてはこれで終わります。

続きまして、児童虐待についてであります。この質問に関しま
しても、さきと同僚議員の質問の中で詳しく質問がなされ、また答
弁がなされておりますから、私のほうでも少し答弁書に沿って質問
をさせていただきます。

まず、今年四月以降に受理した児童相談・通報は六件となってお
るといふふうになっております。私も鹿児島中央児童相談所にと
のぐらい鹿児島県内であるのかということをお聞きしましたところ、
鹿児島県では虐待認定件数が――児童虐待です。――百十三件あつ
たと。これは中央、大隅、大島の三児童相談所管内です。そして
市町村では二百三十件、合計四百四十三件あつたということであり
ます。

百十三件のうち、本人からの通報が二件、その他の通告・相談が
二百六十一件、中でも一番多かったものが地域住民からの通報相談
で百六件、以下、市町村、警察、学校と続いております。

この本市における六件とありますが、この六件の相談・通報とい
うのは地域住民からなのか学校からなのか、本人――本人というの
は児童虐待はないですね。親が悩んで連絡したのか、どのようなも
のだったのか教えてください。

○福祉部長（谷山昭平君） お答えいたします。

六件につきましては、まず母親が自分のことで相談をしたということ、それから親族からの通報、それと保育園のほうに相談があった、そういった内容になっております。以上です。

○二〇番（谷口義文君） 母親から、または親戚から保育園から等の通報等であったということでありませぬ。

その六件のうち、保護者に監護させることが不相当であると判断した二件の事案につきましては、施設において保護した上で個別の援助活動を行っているところであるというふうに述べられておりますが、これは施設において保護したということは、これは本市で保護したわけですか、それとも児童相談所に送致して保護したのか。

○福祉部長（谷山昭平君） お答えいたします。

社会福祉部の関係あるいは関係の方々とは協議をいたしまして、母子生活支援施設に措置をしております。これは鹿児島市と熊本市であります。以上です。

○二〇番（谷口義文君） 母子支援施設に保護をしているということですね。

先ほど件数を、鹿児島県の虐待の件数を述べましたが、一番児童虐待におけるその背景といえますか、どのような背景で児童虐待に至るのかという中でどのように把握されておられるのか、背景をお願いします。

○福祉部長（谷山昭平君） お答えいたします。

答弁書の中でもお答えしておりますが、件数が六件ということでは、

この中で原因を申し上げますと、まず夫から妻への身体的なDV、この関係も児童がDVの関係を察知、そういうことが児童虐待に当たりますので、こういった件数。

それから、例えば母親が家庭で子どもに対して暴力的な行為をしたとかいうことがあります。特にDVの件が一番多いのじゃないかと思っております。

以上です。

○二〇番（谷口義文君） 背景はいろいろとあるようでございます。子育ての悩み、育児ストレス、育児放棄、ネグレクト、家庭環境、地域社会の希薄化、また経済的な理由とさまざまな理由による背景があるかと思いますが、まずテレビ等で報道されている児童虐待を聞いておきますと、もう非常にひどい虐待が行われているわけですね。

さきの同僚議員の中でもありましたが、大阪の事件のほかにも神奈川県でしたか、二歳の女の子でしたかね、木箱に入れて五キロのふたをして窒息死させたとか、つい最近の事例では、広島福山で女の一歳の子を殴り殺したというような、こぶしで殴り殺したというような事例が出ているわけですが、非常に私もこの虐待に関しましては複雑な思いで残念でなりません。

対策としてありますが、よく言われるのは、もうちょっと、もうちょっと調査をしておけばよかった。もうちょっと強制的にじゃないけれども、深く踏み込んでおけばよかったというようなこと、また親が子どもに会わせてくれない、また親に押し切られてしまうというようなことでは死亡するというような痛ましい事故につながって

るわけですが、本市で取り組まれております対策についてお伺いいたします。

○福祉部長（谷山昭平君） お答えいたします。

まず、先般、児童福祉防止法の関係が改正になりました、まずこれは児童相談所の関係ですが、立入検査の強化とか、あとは保護者に対する通信制限の強化、あるいは保護者が指導に従わない場合の措置を明確化というような改正がなされております。

私どものほうも、児童相談所と緻密に連携を図りながら、関係機関とともに、通報あるいは相談を受けた場合の関係機関との連絡協議、体制の強化を図っていききたいと思います。

その中でも、先般、昨日御説明いたしましたように、始良市要保護者児童対策協議会というのを今年度中に一回開催する予定であります。

今後につきましても、虐待につきましても、地域の中での声かけ等の対応をしながら、もし虐待があった場合はその家族を絶対に責めないで周りから見守るといったような方策をとっていききたいと思います。以上です。

○二〇番（谷口義文君） いろいろな対策をとられておられますので、この児童虐待についてはこれで終わります。

続きまして、家庭内高齢者虐待について、本件では五件相談があったというふうに答弁がされているわけですが、ここに鹿児島県の介護福祉課のほうから資料をいただきましたものを少し紹介させていただきます。

県内市町村二〇〇九年の高齢者、家庭内高齢者虐待についての相

談件数は三百六十八件あったと。うち二百七十件二百七十二人を虐待と認定したと。二百七十二人の内訳は、八割弱の二百十四人が女性、五割強の百四十五人が八十歳以上、うち百五十二人に認知症があった。

相談通報者は、介護職員で百五十八件、被害者本人四十七件。

虐待の内容、身体的虐待百七十四件、心理的虐待百七件、経済的虐待八十一件、介護放棄・ネグレクト七十三件、性的虐待二件。

虐待者は二百八十八人、内訳は、息子が百十九人、娘が六十人、夫が四十九人、妻が十一人、孫が十一人となっております。

児童虐待においては親が子どもを、高齢者の虐待においては子どもが親をといて非常に悲しいことが起っております。特に、大切な親を息子が虐待してるといのが百十九人でトップであります。本件について五件の相談があったということでありますが、この四件について、どのような相談・通報であったのかを御説明お願いいたします。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（小川博文君） お答えいたします。

四件の高齢者虐待を認定いたしておりますが、具体的には、市長の答弁にもございましたように、身体的虐待が一件ということで、これは介護支援専門員が様子がおかしいということで、足やら腰にあざがあったというようなことで判明しております。

それから、介護放棄でございますが、これは食事をつくってもらえない、与えてもらえないというような事例でございます。これも介護支援専門員でございます。

それから、心理的虐待ということで、これは同居、同じ家に住み

ながら一言も声をかけてもらえないという状況でございまして、これにつきましては県外に住む親族ということで、その息子さん、娘さんの御兄弟になるうかと思いますが、そういうことで判明いたしております。

それから、心理的虐待と身体的虐待、双方受けていたという方もございます。

これの内容としましては、医療機関を受診されたときの医療機関からの、ソーシャルワーカーからの通報ということで判明いたしております。以上です。

○二〇番（谷口義文君） 内訳はわかりました。

鹿児島県の二百七十人の高齢者虐待の中で百五十二人に認知症があったというふうになっておりますが、本市ではこの五件の中には認知症の方はどうだったわけですか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（小川博文君） お答えいたします。

この四件の虐待事例でございますけれども、程度の差はございますけれども、いずれも認知症の方々でございまして。

以上です。

○二〇番（谷口義文君） ちなみに、今本市で認知症と認定されている方はどのぐらいの数になりますか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（小川博文君） お答えいたします。

始良市の認知症高齢者でございしますが、八月一日現在で申し上げますと、介護認定の申請者からの認知症の抽出ということになりますけれども、軽度の方が五百三十二人、中度以上の方が一千六百六

十人で、合計で二千百九十二名と推計しております。

ちなみに、要介護、要支援の認定を受けた方々の七三％に何らかの認知症があるという調査結果が出ております。

以上です。

○二〇番（谷口義文君） 始良市には、まあちよつと驚きましたけれども、二千人を超えておられる方が認知症の方がいらつしやるということですね。今後ますます認知症はふえていくのではないかなと思っております。

まず、一番もう大切なことは、やはり答弁書の中にもありました、まず地域住民、周りの方がやはり関心を持つということではないでしょうか。それぞれ関心を持って、何かあったら相談をする、通報するということが一番早期発見、また未然防止ということにながっていくのではないかなというふうに思っております。

高齢者虐待、悲しいことが起こらないように、関係部署との連携を緊密にされて、しっかりと高齢者虐待についても取り組んでいただきたい。

以上で虐待については終わります。

続きまして、弓道場設置であります、非常に丁寧な答弁をいただきました。（笑声）

もうちよつと、もうちよつと詳しくというんじやあないんですが、もうちよつと内容のあるものを期待をしておりましたが、少し残念でなりません。

この始良市中央弓道場設置につきましては、産業文教委員会で採択をされている件であります。

陳情の理由といたしまして、いろいろ一番から六項目までいろいろ

る書いてあります。これを全部読みたかったわけですが、まあ読めませんから、ところどころちよこつと補足しますが、まず弓道には近的競技と遠的競技があると、近的競技は二十八メートル、遠的競技は六十メートル、そして、この始良市には遠的と言われる六十メートルの遠的の弓道場は加治木の陶夢ランドしかないということですね。

陶夢ランドは、屋内競技場であつて多目的施設でありますから、テニスに使われたりグラウンドゴルフに使われたりしてゐるわけですね。だから遠的の練習をしたいと思つてもなかなかほかの方々が使用されるから、試合前にどうしても使いたいと言つてもすぐに使うことができない。非常にまず遠的競技場が一つしかない。それも専門ではないと、専門的に使えないということでありますから、非常に弓道される方々、また子どもたち、中学生、高校生にとつても非常に困つていらつしやるのが実情であります。

また、加治木中学校の弓道場にも私は行つて参りましたが、ここは午前中、午後もちろん使えるわけですが、特に午後は、子どもたちが放課後練習に使うということで、ここも弓道をされる方々がずっと使えないわけですね。

だから、どうしても専門的な競技場が欲しいという弓道連盟の方々からこのような陳情が出されておるわけであります。

平成三十二年には、順番でいきますと鹿児島国体が開催をされる予定であります。そうした場合には鹿児島県の例をとつてみますと、大きな遠的と近的の競技場というのはいくつか少ないわけですね。どうしても始良市の中にこの遠的また近的のと練習場を備えた弓道場を設置したいという弓道連盟の方々の意向があります。

弓道場が完成すれば、正規な弓道場として県及び全国段階の各種弓道大会、強化合宿、昇段審査会場として有効に活用され、多くの人が集まり、その経済効果は大なるものがあると思われたいふうに陳情の理由でも述べてあります。

始良市は、特に、もう皆さんも御存じのとおり加治木工業は全国レベルであります。ことしは加治木中学校の女子生徒が全国大会に出場しました。去年は、帖佐中の男子生徒が全国大会に出場しております。非常に弓道が盛んなところであります。そういったものも踏まえて、ぜひともこの遠的、近的を備えた正規な弓道場を設置してほしいという切なる弓道連盟の方々、弓道を愛する方々からの陳情であります。

私の質問には詳しくありませんので、この前、神村議員の答弁の中で、教育長が述べられたことでありますが、二十六年のその計画云々ということをお話されたような気がしますが、そうだったですかね。

○教育長（小倉寛恒君） 先日の神村議員の再質問の中でお答えいたしましたのは、来年度からの向こう三年間の実施計画には載せられないと。そこで、次の二十六年以降のスパンの実施計画の中で検討していきたいというふうに申し上げたところでございます。

○二〇番（谷口義文君） 国体は十年先であります。その国体に限らず、県大会、地区大会とかいろんなこの大会があるわけですね。そのためにはやはりその、教育長、もうちよつと早目の計画の中で実施計画に折り込んでいくということはできないわけでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 現在、この始良市では、旧三町の実施

計画で策定されましたものは、基本的には新市に引き継がれるものとして検討されておるわけですが、それらを新市としての全庁的な財政計画の中で順次実現していくということになると考えております。

始良市のいわゆる仮称中央弓道場につきましては、旧三町の実施計画の中では触れられていないところでございまして、優先度としては次の段階になっていくというふうに考えております。

○二〇番（谷口義文君） 弓道場のこの建設に関しましては、土地の問題、またどのような物をつくっていくのか等々、相当な時間と費用がかかってくると思われれます。

そこで、市長にこの件につきましてお伺いするわけですが、市長、市長の在任中に設置する考えはありませんか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

今回の一般質問の各議員の皆さんの質問に共通してお答えしている点は、新生始良市、七万五千人の始良市となったわけでありまして、そういう中で、いろいろな施設、未整備の点いろいろあるうかと思いますが、それらを総合的に判断して実施計画に載せていく必要もあるということは考えております。

そういう中で、体育館等はある程度整備されてまいりましたが、武道に關しての施設が少し不足しているということは認識しているところであります。それらを総合的に判断しながら、優先順位をどのようにつけるかということではありますが、それらも財政面とのことでもありますので、しっかりと精査しながら実施計画に載せるべく努力していきたいというふうに思います。

○二〇番（谷口義文君） 早目に総合計画の中の実施計画に折り

込んでいただくことを期待しております。弓道場の件はこれで終わります。

それでは、アイル・アイラについて。

この質問に關しましては、ときの始良の町長、または副町長、携わった方々に答弁をいただきたいのですが、ここにはいらつしやらないので、笹山市長には七万五千の新市の市長として、また違った視点から考えていただくようにこのことを、違った観点からですね取り組んで検討していただくように切に要望しておきます。

アイル・アイラ、旧サンピアあいらの存続に關しましては、整理機構が譲渡または廃止というものを示されてから、私ももう幾度も時の町長には、もうくどくどというぐらい質問をしてみました。また、署名簿活動にも参加してまいりました。十九年十月に閉鎖され、また、昨年四月にアイル・アイラとしてリニューアル、オープンしたわけですが、八月、閉鎖したのは、これは当然の結果ではないかなと私は思っております。まず、施設の縮小、そして、高い入浴料金の設定、そして、従業員の縮小、非常にこのダイケングループ、アイル・アイラの経営者はずさんな計画と高慢経営ではなかったのかと、この結果が生まれるのは当然ではなかったのかというふうに思っております。

社長とも私も二回ほど過去に話をしたことがありますが、全く耳を貸してくれるような社長ではなかったのかなというような気がしております。つい先日にも総支配人と話をしてきたわけですが、「もう本社に任せているから、私のほうではどうすることもできない」と、もうただそれだけです。全くその支配人なんていうのは権限がない、すべて社長が権限を持っているから、従業員に話をして

全く先へ進みません。話の中では、どこかに譲渡するか、または自社が所有しながらホテル運営を任せるのかどうかというようなどころまでの話はしておりましたけれども、なかなかいい結果は得られませんでした。ただ、温泉は今も出しているということでした。そして、内覧も何社かあるというような支配人の状況であります。

ここに、時間が余りありませんので急いでいきますが、「鹿児島厚生年金健康保険福祉センターサンピアあいらの物件概要書」というのがあります。登記面積が三万三千五百四、一万百三十五坪、延べ床面積が八千九百九十二・一八平米、二千七百二十坪、そして、この物件概要書と一緒に始良町役場から別紙にて次の事項が示されておりますということで、「サンピア鹿児島あいら入札に伴う町の支援方針について」というものがここについております。この中で、貴重な施設であると、だから固定資産税を減免するんだということでもそうですが、認識はこれは当局はもうわかっているしやることですよ。そして、その他の支援として、両立等の向上に向けてできる範囲で協力すると、協力をされたんでしようけれども、閉館をしてしまったわけですから、もうこれは過去のことです。この固定資産税の減免を十年間をすることでありますが、先の同僚議員の質問の中で、固定資産税の減免額は個人情報だから開示できないというような答弁があったわけですが、昨年の一月の定例会において、時の税務課長が、「現在まだ確定ではありませんが、三月三十一日までに評価が決定することになっておりますけれど、今の段階では土地、家屋含めて一千百万円をちょっと超えるぐらいというふうに見込んでおります」という答弁をなされております。税務

課長、これは大体この数字に近い、二十一年度は減免だったわけですか。

○総務部長（前畠利春君） ただいまの御質問については、さきの本会議の中でお答えしたとおり、税情報については、この場では公表できません。今おっしゃった件について、近いかどうかというのを推定されますので、お答えいたしかねます。

○二〇番（谷口義文君） 答えられないということではありますが、恐らく一千万超の減免がなされたというのは事実であると思っております。そして、また二十二年も減免を、二十二年も減免はこれ対象になっておりますか、現在の段階では。

○総務部長（前畠利春君） 減免申請を受理いたしております。

○二〇番（谷口義文君） 減免の話はもうこれはもういいですが、なぜこの減免のことを話すかといいますと、多くの市民が、始良市は非常に財政が厳しいと、固定資産税を取り返せと、返納してもらえと、こういう声があるわけです。そのぐらい十年間の減免期間というのをもうけたにもかかわらず、ダイケンの一方的な放漫経営によるあげくの果てに、取るべき減免、固定資産税が入ってこないわけですよ。非常にこれは市民は怒っております。

この減免はさて置きまして、次に、既にもう整理機構から民間に移って、現在ダイケンが所有しているわけですから、もうダイケンがどこに売ってもどういふふうにあの跡がなされようが、全く我々としては口を出すことができないわけですね。ただ、この物件概要の中に禁止用途という条項がありまして、第十三条ですね、買主、要するにダイケンは、本物件引き渡しの日から五年間、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風

俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他のこれらに類する業の用に達してはならないということと、二つ目に、買主は本件引き渡しの日から五年間、本物件を暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団の構成員及び事務構成員並びにその関係者、その他の反社会的団体の構成員が、その活動のために利用する等公序良俗に反するように使用してはならないというふうにまず定めがあったわけですね。そして、ダイケンがもう既にやめましたから、じゃあ次にダイケンが売るという場合にはどうするかという規定がまた三、四に規定されているわけですが、これも買主は第三者に使用の禁止を書面によって承認させて使用させてはならないとか、買主は権利を設定する場合、使用させる場合においても定めに応じて反する使用をさせてはならないというふうに規定されておりますから、今述べたもの以外であれば、どこにダイケンが売ってもこれはもううちのほうとしては口出しすることもないし、もう中に入っていけないわけですね。

そこで、市長にお聞きするわけですが、さきの同僚議員の話にもありました、ダイケンのほうに文書で出して、文書で回答が二件来たということですが、それは文書で出せば文書で回答しか来ないのは当たり前であって、それはもう当然のことだと思っております。あと市長が東京に行って会われるというようなことを昨日述べておられますが、会えないと来庁した折に話をされるということであります。今はもう何はともあれ、相手の意向をしっかりと確認した上で向き合って、相手がどうしたいのか、しっかりと相手の意向をくみ取った上で、まずテーブルについてしっかりと話をされるのが大事ではないかなというふうに思っております。市長も昨日は相手

があることだし、そして、また有利に進めたいというような話も出たわけですが、何しろもう早め早めに手を打たないと、いつどうやってダイケン側のほうで次の買主を探すかもわかりません。市長にはしっかりと相手方と交渉をしていただくことを期待しております。市長、その件に関して一言。

○市長（笹山義弘君）　アイル・アイラに委譲される前のサンピアあいらの経営状態を見させていただきましたと、経理上は黒字の施設であります。そういうことを考えましたときに、それだけ需要があるということは十分認識しているところであります。私といたしましても、もう相手の方とお会いして、しっかりと意向をお聞きするだけではなくて、今後とも施設経営、特に宿泊部門についても市として何かお手伝いができる点、例えばそういう全国チェーンのホテルの方々とも相談するとか、何らかそういう手だてを使ってでも、何とか現在の施設運営が継続される方向へということ強く望んでいきたいというふうにと考えているところであります。

○二〇番（谷口義文君）　このアイル・アイラの件、旧サンピアあいらの件にしましては、これは市長だけに押しつけるのではなく、やはり行政も我々議会も、また商工会含め市民皆さんが、今の形で今のアイル・アイラの形を残して、そして、始良市のためにまた再開をしていく努力というものを一生懸命していく必要があるのではないかなというふうにとっております。

また、今後この問題にしましては、多くの市民の方々からの署名簿活動等も始まるかもわかりません。そのぐらいこの施設は始良市にとっては必要な施設であると。山地を見渡しても、始良市の中でこの施設に変わるものはありません。市長が答弁の中で昨日申さ

れておりましたが、市にふさわしい施設であるという認識は、要はこの施設が大切であると、この施設しかない、ふさわしい施設という言い方は、この施設をやはりどうしてもこの施設が残らなければいけないということのあらわれではないでしょうか。ひとつ市長もまた大変でしょうが、ダイケンの社長と会われたときには、しっかりと話をされて、この施設を始良市民のために、また始良市民じやなくても町内外、市内外の方々のためにも、今の形を残して再開できるようにひとつ一生懸命頑張っていたきたいというふうに希望いたしております。アイル・アイラの件、私の質問はこれで終わります。

○議長（兼田勝久君） これでは谷口義文議員の一般質問を終わります。

次は、二十二番、本村良治議員の発言を許します。本村議員。

「一番本村良治君登壇」

○一番（本村良治君） おはようございます。私は社会民主党の本村良治です。早朝からの議会傍聴に心から感謝申し上げます。現在もリハビリ中ですので、お聞き苦しいところもあると思いますが、よろしく願います。

早速通告した通告書の質問に入ります。

合併後の課題。

一、旧始良町ではスポーツ少年団の体育館の電灯使用料の徴収が新たに始まっている。その経過を具体的に説明せよ。

二、一について教育長は教育基本法の第五条第四項にうたわれている義務教育の無償の精神と整合性をどのように考えているか。

三、市長は、施政方針の中で表明されている県内で一番暮らしや

すいまち「始良」との整合性をどのように考えているか。

四、市長は施政方針の中で表明されている「障害者など社会的弱者に対する温情のある市政の実現との整合性についてどのようなか。旧始良町ではある手数料が値上がりしている。高齢の障害者の方々は現金収入の道がなく負担増となっているが、これが温情のある市政の推進なのだろうか。

下水道行政について。

一、市内の住環境の生活雑排水等の汚水処理の方法についてどのような青写真を描いているか。具体的に中山間地、農作地帯、市街地別に説明を求め。

二、さきの六月議会で旧加治木町の加治木団地の今後の運営が特別会計で運営されるようになった。旧始良町の始良ニュータウンを含めた五から六の団地の扱いは今後どうなるのか。

障害者自立支援法について。

一、現行で憲法第二十五条にうたわれている生存権の保障を求めて全国的に提訴されているが、裁判所の判決はどのような方向が予想されるのか。

二、現在、国では同法の見直しに向けて、議論の中心になっているのはどのようなところか、また、それへ向けてのまとめ等のスケジュールはどうなっているか。

二問目は一般質問席から行います。

「市長笹山義弘君登壇」

○市長（笹山義弘君） 本村議員の御質問にお答えいたします。

御質問のうち、一問目の合併後に市民から寄せられた説明不足の実態についての一点目と二点目の御質問につきましては、教育委員

会のほうで答弁いたします。

一問目の合併後に市民から寄せられた説明不足の実態についての、三点目の御質問にお答えいたします。

県内で一番暮らしやすい「始良市」は、私の市政運営の理念としているものでございまして、特定の分野について一番を目指すものではなく、住民が享受するすべてのサービスにおいてバランスが図られ、トータル的に一番を目指すものであります。

始良市として、県内一暮らしやすいまちをつくっていくためには、まず市民の声に耳を傾け、その中から必要とされる行政サービスを、費用対効果を検証しながら実施していく必要があります。

そのためには、行政サービスというものが「無料」であるべきという観点ではなく、サービスを必要とするすべての市民に対し、適正な価格でサービスを提供し、そのサービス自体が持続し続けることが大切であると考えます。

始良市におけるすべての行政サービスを、行政がその提供主体となりながら、民間企業や市民の皆様にも御協力いただき、共生・協働の視点、ともに支え合う気持ちを持って施策として成熟させていくことが、県内一暮らしやすいまちにつながるものと考えております。

四点目の御質問についてお答えいたします。

手数料の引き上げは、重度心身障害者医療費助成にかかる医療機関での申請書証明手数料への助成のことと推察いたしますが、合併協議におきまして、助成限度額を一件当たり五十円で承認いただいたところでありませう。

しかしながら、この制度につきましては、合併にあわせ、役所で

の窓口申請に加え、市内の病院・薬局での申請受付を市内全域に拡充し、申請手続きの利便性向上を図ったところであります。

これにより、受診時の申請が可能となり、申請漏れの防止や役所に出向く手間が省け、利用者の負担軽減につながるものと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、二問目の公共下水道の早期の整備を求めるについての一点目の御質問にお答えいたします。

始良市の下水道等の整備につきましては、鹿児島湾奥に位置する地方公共団体として水質の保全に努めることは責務であると考えております。

そのため、下水道整備に関する将来像を明確にお示ししなければならぬと考えております。

公共下水道を中心とする排水体系についても、時代の変遷とともに再検討を要する時期に来ていると考え、住民の皆様の御意向も聞きながら方向性をお示ししていかなければならないと考えております。

今後、下水道を計画するに当たっては、人口が密集している地域や市街地は、公共下水道やコミュニティ・プラント、中山間地域や農村地帯においては、農業集落排水施設、点在する集落等においては、合併浄化槽を整備するといった考え方が基本となると考えられますが、下水処理施設を整備することは、地域振興にも影響し、企業や店舗等の進出も推進されると推測されますので、行政が関与する形での下水道の整備は進めていかなければならないと考えております。

二点目の御質問にお答えいたします。

旧加治木町の加治木団地の地域下水処理につきましては、昭和五十七年から加治木町地域下水処理事業特別会計をもって運営されており、さきの六月議会では、平成二十二年度の当初予算の中で特別会計につきましても議決していただいたものであります。旧始良町の団地の汚水処理施設の取り扱いについては、開発行為等に基づき設置された下水道が公共施設として、地方公共団体に移管されることは都市計画法に照らしてみても自然なことではないかと考えております。

そのため、各団地の移管条件等について、移管の手続きの簡素化を図るなど、移管条例の一部改正も必要となったため、現在、検討しているところであります。

大型団地の今後の取り扱いであります。移管時の制度設計を始良ニュータウンを移管する過程の中で整備したいと考えております。そのため、移管手続きの手順の整備と移管後の運用のあり方、そして、受け入れ体制が定まり次第、一定の基準を満たした他の団地につきましても、順次移管手続きを進めていきたいと考えております。

また、これらの団地の汚水処理施設の移管後は、始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例に基づく運営形態とすることを想定いたしております。

次に、三問目の障害者自立支援法の早急な抜本的見直しを求めるについての、一点目の御質問にお答えいたします。

御質問の訴訟は、福祉サービスの利用に原則一割の「応益負担」がかかる障害者自立支援法は憲法違反だとして、全国十四地裁で七十一人の障害者等が国・自治体に負担の取り消しを求めた一連の訴

訟のことと解しますが、去る四月二十一日の東京地裁で和解が成立し、十四地裁すべてで和解により全面終結したところであります。

訴訟の全面終結を受け、原告団、弁護団と厚生労働省は、自立支援法の廃止と新法制定を前提に、双方が訴訟終結に向けて本年一月七日に調印した基本合意に基づき、定期協議を実施し、国が反省を踏まえて憲法などに基づく新法とすること、新法は障害者制度改革推進本部のもと基本合意を十分考慮して検討することを約束しました。

これからは裁判から定期協議へステージを変え、約束が守られているか検証していくこととなるようであります。

二点目の御質問についてお答えいたします。

障害者制度改革につきましては、障害者制度改革推進会議が改革の骨格を示す第一次意見書を六月七日にまとめ、これを反映した政府の基本方針が六月二十九日に決定されました。

基本方針は閣議決定された改革の工程表であり、単なる障害者の要望書にはとどまらないところに大きな意義があると考えております。

推進会議は、首相を初め、すべての国務大臣で構成する障害者制度改革推進本部のもとに設置されたいわば改革のエンジン部隊であり、メンバーの過半数を障害者等が占め、障害者にかかわる制度は障害者自身が検討段階から加わって決めていく試みであります。

閣議決定された基本方針の特徴は、推進会議の意見に沿って検討すると明確にしたこと、そして、検討が宙に浮かないよう、法改正や新法制定を目指す上で期限を設定したところであり、法改正

中でも障害者施策全般にかかわる横断的課題として、障害者基本

法の改正を二〇一一年に、障害を理由とする差別の禁止法を二〇一三年の通常国会にそれぞれ提案、障害者自立支援法を廃止し、障害者総合福祉法を二〇一二年の通常国会に法案提出、二〇一三年八月までに施行するという三本柱を設定しているところであります。

第一次意見書は、制度改革の大枠を示すことに力点を置いているため、今回は議論しきれなかった点など残る課題は年内に第二次意見書として取りまとめられる予定であります。

今後どう肉づけされるかはこれからの作業によりますが、一連の改革が、示された工程表に沿って、確実に実行されるよう推移を見守りたいと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 一問目の合併後に市民から寄せられた説明不足の実態についての、一点目の御質問にお答えいたします。

旧始良町においては、始良町立学校施設使用料条例施行規則の第四条第二号に「スポーツ少年団、子ども会等の児童生徒が、学校教育外活動で利用する場合は全額免除する」と規定されており、照明使用料については全額免除でありました。

新市で想定される各種の使用料については、合併協議会において「原則として、現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、合併までに調整する」という考え方に基き作業を進めてまいりました。

その際、「行政改革の観点や行政が果たすべき役割を見直し、また、受益と負担の適正化などの観点から、合併を契機にサービ内容と負担の適正化を図る」ことに重点を置き協議がなされました。

その結果、学校施設照明使用料については、一時間当たり百五十円、または二百十円の設定、減免については、市及び市の機関が使用する

場合が全額免除となり、スポーツ少年団については、受益者負担の原則から、照明使用料を負担していただくことになりました。

なお、新市での学校施設照明使用料の取り扱いについての周知は、旧始良町のスポーツ少年団へは四月二日に郵送にて、各小中学校へは四月六日にファクスにて送付するとともに、学校体育施設開放事業説明会には担当職員を参加させるなどし、周知を図ったところですが、旧始良町の関係者の方々への情報提供が不足していたことに関しましては、遺憾に思っております。

二点目の御質問についてお答えいたします。

日本国憲法第二十六条は、「教育を受ける権利及び義務教育」について規定しております。

また、教育基本法第五条第四項は、「国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない」と規定されております。

なお、ここで言うところの義務教育の無償とは、授業料のみの無償を指し、教科書代等の教材費等までを無償にすることまでを保障したものではない旨の最高裁判決も出ております。

御質問にありますスポーツ少年団の体育館の電灯使用料の徴収と、義務教育の無償の精神との整合性についてですが、スポーツ少年団については、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に、さまざまな活動を展開する団体であり、また、その運営には指導者や母集団が直接的に携わり、子どもたちを財政面・運営面・精神面で支援しており、その活動は学校時間や家庭時間を除く自由時間に行い、活動拠点は学校内ではなく地域社会の中にあることから、義務教育の無償化と直接結びつくものではないと考えております。

しかしながら、市として、スポーツ少年団の活動の趣旨をかんがみ、支援策について今後研究してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○一番（本村良治君） 市長に伺いますが、温情のある市政という考え方は、上から目線の考え方ではないかと考えますが、市長の見解はどうなっておりますか。

○市長（笹山義弘君） この社会は、共生・協働の理念のもとに成り立っていかねばならないと思えますし、特に生活弱者に対しては、特に心を配って各施策を図っていかねばならないというふうに思います。そういう中にありまして、社会的弱者に対する温情のある市政というのは、この行政がこれらの各施策を遂行するに当たりまして、思いやりのある優しい心を持って、そのそれぞれの業務に当たるという意味でありますので、私はこの表現は適切であるというふうに考えております。

○一番（本村良治君） これで終わります。

○議長（兼田勝久君） これで本村良治議員の一般質問を終わります。

△散 会

○議長（兼田勝久君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。

なお、次の本会議は、九月二十一日、午前十時から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

午前十一時二十六分散会